

Weekly Report

第704号
令和5年7月3日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

路線価の公表とマンション評価方法の見直し

国税庁は、相続税や贈与税において土地等の評価額を算定する際の基準となる令和5年分の路線価（及び評価倍率）を公表しました。

◆令和5年分の路線価は2年連続で上昇

全国の標準宅地（約32万地点）における評価基準額の平均変動率は、前年比1.5%のプラスとなり、2年連続で上昇しました。都道府県別では25都道府県が上昇し、最も高い上昇率は北海道（6.8%）で、次いで福岡（4.5%）、宮城（4.4%）と続きます。

毎年7月に公表される路線価格等は、その年の相続、遺贈又は贈与により取得した土地等の評価額を計算する際に適用するもので、路線価（道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価格）が定められている土地は、形状等に応じて補正した路線価を面積に乗じて計算します（路線価方式）。また、路線価が定められていない土地は、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します（倍率方式）。

◆マンションの相続税評価の見直し案

相続等により取得した区分所有マンション（一室）の評価額は現行、敷地権（土地）の価額と区分所有する建物の価額の合計額となります。具体的に、敷地権はマンションの敷地全体の評価額（敷地全体の面積×路線価等）に敷地権割合を乗じて評価し、建物は固定資産税評価額により評価します。

国税庁は、マンションに係る相続税評価額が市場価格を大きく下回るケースがあることから、評価方法の見直しを検討しており、評価額が一定の方法で算出する市場価格理論値の60%未満となる場合は60%に補正する見直し案が示されました。今後、意見公募を行い、令和6年1月から改正する方針です。

算定基礎届の提出が不要となる方は

算定基礎届は、健康保険・厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額を決定するための手続きとなり、7月10日までに提出する必要があります。

届出は対象となるのは7月1日現在のすべての被保険者となり、原則として4～6月の3ヶ月間に支払われた報酬の平均額に基づき1年間（9月から翌年8月）の標準報酬月額を算定します。

なお、①6月1日以降に資格取得した方、②6月30日以前に退職した方、③7月改定の月額変更届を提出する方、④8月又は9月に随時改定が予定されている旨の申し出を行った方、いずれかに該当する場合は提出が不要です（随時改定に該当しないことが判明した場合は算定基礎届を提出）。

国税に関する処分の不服申立制度

国税に関する処分に不服があり、取消しや変更を求める場合の不服申立制度には、税務署長等に対する「再調査の請求」と、国税不服審判所長に対する「審査請求」があります（不服申立てを経て、なお不服がある場合は裁判所に「訴訟」）。

令和4年度に処理された再調査の請求は1371件で、そのうち納税者の主張が一部でも受け入れられた、審査請求については処理件数3159件のうち225件（割合7.1%）となっています。